

田川浩司 議員

会派 SOKA新政

## 草加駅東口～新本庁舎の道路に安全対策を!!

**問** 草加駅東口アコス東側から市役所本庁舎西側草加神社通りまでの南北市道は、歩道がなく、早期に歩行者や車両の安全確保が望まれる。道路拡幅の見通しは？

**答** 市道2094号線は平成元年に、歩道を有する幅員12mの路線構想に位置づけられた区間である。多くの民有地取得、相当の事業費と期間が必要で、事業化の見通しは立

っていない。

**問** 今も幅員が狭く、多くの歩行者や車両が通行しているが、安全対策は？

**答** 歩道整備が直ちに難しいことから、高砂緑の街商店会メインストリートへ歩行者の通行を促し、歩行空間の整備、誘導看板等の設置を行い、市道2094号線の歩行者の減少を図り、安全対策の検討を進めていく。



関一幸 議員

会派 SOKA新政

## 南部地域のまちづくり 谷塚駅西口早期整備!

**問** 谷塚駅西口エリアの基本構想の進捗状況と、今後のスケジュールは？

**答** まちづくり整備計画書で掲げる整備案の実現性について検証している。文教大学生やリノベーションスクール関係者等へのインタビューや谷塚駅利用者を対象とした携帯のキャリアアンケートを活用した意向調査を12月に実施。今年度中に谷塚駅西口の利用者ニ

ズ等の把握を行い、令和5年度には社会実験や対話型市場調査を含めた事業者ニーズの把握、交通量調査、道路・駅前広場・公園広場の配置等の比較検討を行い、令和6年度には駅前に導入する機能や事業手法、事業スケジュール等の検討を行い、基本構想として取りまとめる予定。



## 注目の議案をピックアップ!

12月定例会に市長から提出された議案は41件です。そのうち4つの議案をピックアップし、ポイントを分かりやすくお伝えします。

### アコスホール舞台及び客席照明LED化工事請負契約の締結

アコスホールの省エネルギー化を図るため、舞台・客席照明のLED化の工事を行います。

- 契約金額：3億2,945万円
- 契約の相手方：大広電気・ケイワイテック特定建設工事共同企業体
- 工事期間：本契約締結の日から280日間

#### 【ここでCheck Point】 工事スケジュールと利用者への影響は？

令和4年度中に照明設備の製作を行い、令和5年6月から9月までの4か月間で照明の取り付け工事を行うため、この4か月の間、アコスホールの一般貸し出しを休止します。



### 職員の定年等に関する条例等の一部改正等

地方公務員法の一部改正に鑑み、職員の定年を段階的に引き上げるとともに、これに伴う給与、勤務条件等の取り扱いを定めます。

#### 【ここでCheck Point】 改正の主な内容は？

- 定年の引き上げ  
令和5年4月から2年に1歳ずつ定年を引き上げ、最終的に定年を65歳とします。

	現行	令和5年度 ～6年度	令和7年度 ～8年度	令和9年度 ～10年度	令和11年度 ～12年度	令和13年度 ～【完成形】
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

### 国民健康保険税条例の一部改正

地方税法施行令の一部改正に鑑み、国民健康保険税の公平化及び適正化を図るため、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額を改定します。

#### 【ここでCheck Point】 保険税額の改定内容は？

1世帯当たり1年間にかかる保険税額の上限（賦課限度額）について次のように見直します。

保険料の区分	改正前限度額	改正後限度額	増減
医療給付費分 (0歳～74歳)	630,000円	650,000円	20,000円
後期高齢者支援金分 (0歳～74歳)	190,000円	200,000円	10,000円
介護納付金分 (40歳～64歳)	170,000円	170,000円	なし
合計	990,000円	1,020,000円	30,000円

- 施行期日：令和5年4月1日
- 適用区分：  
改正後の国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとします。

### 一般会計補正予算（第7号）

- 子育て世帯応援給付金  
コロナ禍においてエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた子育て世帯に対し、進学・進級の準備等で家計の負担がさらに増える年度末に向け、保護者の負担軽減を図るため、給付金を支給します。

#### 【ここでCheck Point】 給付金の概要は？

- 対象者：令和4年12月31日現在、0歳から中学3年生（15歳到達後の最初の3月31日）までの子どもを養育している人
- 支給額：子ども1人につき **1万5,000円**
- 所得制限：なし
- 支給方法：  
①本市で令和5年1月分の児童手当・特例給付を受給する人  
2月15日(水)に登録口座へ支給します。  
②上記以外の人  
3月31日(金)までに申請を。受け付け後、随時支給します。



詳細はこちらから